

議会受付番号	鎌議第 1385 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	副市長(総務部 職員課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

朝礼・夕礼の実施状況について

2 質問の要旨

平成 21 年に出されている「職員の意識改革のための取組方針」は、職員の相次ぐ不祥事により損なわれた信頼回復をする為に、職員意識改革委員会での検討をもとに作成されたものであるが、下記内容の記載が冒頭一番最初に掲載されている。

- ・ 1 各職場の取組み事例の全庁的実践

- ・ ア 風通しの良い職場づくり

- ・ ○ 朝礼・夕礼、ミーティング、懇談会、課内会議の実施

- ① 上記の趣旨から朝礼・夕礼は全課行われているはずであるがいかがか。
- ② 実施していない課が万が一あるとしたら何課中何課あるのか。
- ③ 実施していない課が万が一あるとしたら課名を教えてください。
- ④ もし万が一実施していない課があるとしたら、平成 21 年に出されている「職員の意識改革のための取組方針」で「各職場の取組み事例の全庁的実践」で冒頭一番最初に記載して「市民への信頼回復をします」、とうたっていた事は「鎌倉市役所ぐるみで嘘をついた事になる」と思うがいかがか。
- ⑤ 9 月 14 日付で市長から「職員の綱紀粛正について」という文章がだされているが、平成 21 年に出された「職員の意識改革のための取組方針」の中の、朝礼・夕礼の全庁的実践ですら守られていないとすると、綱紀粛正、信頼回復などできると思えないがいかがか。
- ⑥ 朝礼・夕礼の全課完全実施がなされていないとしたら、今回の納税課職員の遅刻問題再発防止策として、また残業の常習化を防ぐ為にも、言葉だけではなくきちんと業務として定めて、全課完全実施を早急にするべきだと思うがいかがか。
- ⑦ 朝礼・夕礼の内容は最低下記をやっていただく事を提案するがいかがか。
 - 朝礼 8 時 30 分より
 - ・ 出勤の確認

- ・体調管理の確認
- ・本日（週・月単位も含む）の全市的行事等の確認
- ・本日（週・月単位も含む）の全庁的な取り組みの確認
- ・本日の課の業務の確認、各自の業務の確認

○夕礼 5時10分～15分

- ・本日の業務上の共有事項の確認
- ・本日の残業の確認
- ・翌日の勤務体制の確認

⑧ 夕礼で確認された残業が命令されていない職員に関しては、業務終了後30分程度の17時45分ぐらいまでに退庁するべきだと思うがいかがか。

3 答弁

- ① 朝礼及び夕礼の実施については、風通しの良い職場づくりのための取組の好事例として取りまとめたもので、各課において朝礼又は夕礼のいずれかは実践してもらいたいと考えています。今回、調査したところ、全課において朝礼又は夕礼のいずれかは実践していることを確認しました。
- ② 上記①のとおり実施しております。
- ③ 上記①のとおり実施しております。
- ④ 上記①のとおり実施しております。
- ⑤ 上記①のとおり実施しております。
- ⑥ 今後とも各課の業務に応じて、朝礼又は夕礼など1日1回は、職場内のコミュニケーションを図る機会をもち、風通しの良い職場づくりを進めていきたいと考えております。
- ⑦ 朝礼及び夕礼の内容については、各課の業務の実情に応じて実施されているものと考えております。
- ⑧ 夕礼の実施の有無にかかわらず、超過勤務が命令されていない職員は、定時に退庁すべきものと考えます。